

肥育素牛生産拡大支援事業(R7)

〔畜産課 90,963千円〕

目的

本県農畜産物のトップブランドである「佐賀牛」の生産基盤を強化するため、繁殖雌牛の増頭や改良の取組を推進し、肥育素牛の生産を拡大する。

事業実施主体

農業協同組合

農家が対象の 対策の概要

増頭対策 : 繁殖雌牛の飼養頭数を増頭する取組
更新加速化対策 : 高齢牛を淘汰して、優良な繁殖雌牛を導入する取組
改良対策 : 優良な繁殖雌牛を導入する取組
受精卵移植推進対策 : 繁殖雌牛に優良な受精卵を移植する取組

事業採択要件等

※拡充部分：下線部

対策	対象となる農家の取組	能力要件	補助率	その他要件
増頭対策	・ <u>農家が高能力な繁殖雌牛を購入し、増頭に取り組む場合</u> ・農家が高能力な繁殖牛を借り受け（農協有）、増頭に取り組む場合	本牛の枝肉重量又は脂肪交雑の育種価が上位1/4以内（本牛の育種価が判明していない場合は父牛の枝肉重量又は脂肪交雑の育種価が上位1/4以内）	補助対象経費の4/10以内（280千円/頭を上限）	期首から期末の増頭分を補助対象
更新加速化対策	農家が10歳以上の繁殖雌牛（4/1時点）を淘汰して、高能力な繁殖雌牛を借り受け（農協有）、改良に取り組む場合		補助対象経費の3/10以内（210千円/頭を上限）	淘汰頭数が補助対象上限頭数
改良対策	農家が高能力な繁殖雌牛を借り受け（農協有）、改良に取り組む場合		補助対象経費の1/6以内（116千円/頭を上限）	
受精卵移植推進対策	農家が繁殖雌牛に高能力な受精卵を移植する場合	<u>当該年度の期首（4月1日）時点で</u> 、受精卵の父牛の枝肉重量又は脂肪交雑の育種価が上位1/4以内	①移植1回あたり10千円 ②受精卵購入（移植から過去1年以内に限る）を伴う移植1回あたり30千円	

補助金の流れ

県→農業協同組合→農家